

## 委員長声明

淀川水系流域委員会（以下「委員会」という）は、2001年2月に設置されて以来、琵琶湖・淀川の再生と流域住民の生命を最優先で守るという観点で国土交通省近畿地方整備局（以下「整備局」という）と連携しながら審議を積み重ねてまいりました。しかし昨年8月に、ようやく整備局から提示された「淀川水系河川整備計画原案」（以下「原案」と言う）は、「環境・治水・利水についての総合的な検討」、「洪水対策」や「水需要管理」等重要な項目において、これまで第一次、第二次委員会を通じて積み重ねてきた審議の成果である「淀川水系河川整備計画基礎案」とは大きく異なったものであったため、本年4月25日に原案の見直しと再提示を求める意見書を整備局に提出しました。これまで整備局からの資料・データの提出が遅かったこと等により円滑に審議が進められなかったものの、現在、原案の見直しを求めつつ、最終意見提示に向けて残された課題についての審議を鋭意行っているところであります。

昨年8月9日に開催された第三次委員会の初回委員会において、委員会の「原案」に対する最終意見提示前に「整備計画案」を策定し、関係府県へ提示すること、いわゆる「見切り発車」はしないよう整備局に申し入れ、同局から「見切り発車はしない」との回答を得ました。また5月13日に開催された第78回委員会および6月18日の近畿地方整備局長との会談において、重ねて「見切り発車」はしないでいただきたいと強く申し入れました。

このような経緯にもかかわらず、この度整備局が「整備計画案」を策定し、関係府県に提示されたことは、委員会の意見書および申し入れを無視したものであり、誠に遺憾であります。河川法の趣旨を生かさずに、頑なに事業を実施しようとする整備局の姿勢に対して強く抗議します。

2008年6月20日

淀川水系流域委員会委員長  
宮本博司